

publicity magazine  
by Chiba Federation of Small Business Associations

**Chushokigyo-Chiba**

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

# 中小企業ちば



成田市上町商店街振興組合 栗山秀太良理事長…徳利衣料店前で

## Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 平成20年度中小企業関係概算要求概要公表
- 特集 **4** LLP（有限責任事業組合）の概要について
- 施策 **6** 千葉県の研究開発支援対策
- 組合Q & A **8** 支店の組合員資格について他
- 視点 **10** 資産運用 アメリカがくしゃみをするとうるはをひく日本の投資環境
- ご案内 **12** 商工中金からのお知らせ
- 連携リーダー **13** 成田市上町商店街振興組合
- 景況 **14** 情報連絡員報告（8月）
- お知らせ **15** 「第13回千葉元気印企業」の募集他

2007

10



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

# トピックス

## 平成20年度 中小企業 関係概算要求概要公表

経済産業省中小企業庁は、このたび「平成20年度中小企業関係概算要求・財政投融資要求の概要」及び「平成20年度中小企業関係税制改正意見の概要」を公表した。

### I 中小企業関係概算要求の概要 1. 基本的考え方

我が国経済は、全体として緩やかに息の長い景気回復を続けているが、企業規模や地域によるばらつきが拡大している。企業倒産についても、全体の倒産件数が下げ止まる中、小規模な倒産件数は増加傾向にある。このような状況の下、中小・小規模企業等による活性化を目指す「地域」意欲と成長可能性を有する中小「企業」、団体の世代をはじめとする人材（「ヒト」）、それぞれの潜在力を発揮させることにより、中小・小規模企業の底上げを図り、将来の成長と地域の活性化を実現する。

#### 2. 概算要求額

平成20年度要求額 1,569億円  
平成19年度予算額 1,260億円  
対前年増減 +309億円

※この他、財務省、厚生労働省において計上あり。（平成19年度は380億円。平成20年度の要求額は調整中。）

### 3. 重点項目

#### (1) 「地域」の潜在力の発揮

①意欲ある小規模事業者の支援強化【150.4億円（2億円）】

小規模事業者等が基礎的な経営力強化を図り、将来の発展・成長を実現しようとする挑戦を応援すべく、ITの活用を通じた会計・財務等の経営能力の向上を支援する。

②地域中小企業の再生支援【53億円（33.2億円）】

これまで約1,800件の再生計画をとりまとめた各地域の中小企業再生支援協議会及び全国本部の体制を拡充強化し、再生ファンドと一体となった「地域中小企業再生支援ネットワーク」を強化する。地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応し、きめ細かくサポートする体制を整備する。

③「中小企業地域資源活用プログラム」の推進【117億円（101.3億円）】

「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域における新商品

新サービスの創出を支援する。各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用し、5年間で1,000件の新事業創出を目指す。

④まちづくりの推進・商店街の活性化【121.3億円（92.7億円）】

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するとともに、空き店舗を利用したコミュニティ機能の強化や就業機会の創出など、その集積性・立地環境を活かした様々な社会機能が集積する場として商店街の活性化を推進する。

(2) 「企業」の潜在力の発揮

⑤中小企業の事業承継の円滑化【26億円（2億円）】

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な問題がある。事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を図るべく、法的措置を含めた事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずる。

⑥下請適正取引等の推進【6億円（0.9億円）】

中小企業の生産性向上の観点から、下請取引に関する各種相談対

応機能を強化する。また、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用に努めるとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知等により、下請適正取引等の推進を図る。

⑦資金調達円滑化【203.8億円（77億円）】

金融情勢は全般的には緩和しつつあるものの、二極分化が広がり、小規模企業を中心として、資金調達に直面する中小企業は多い。担保・自己資本が不足しがちな小規模企業等への資金供給機能の強化、運転資金不足を克服するための先掛債権の早期現金化支援等、従来手薄だった企業の資金ニーズへの対応策を講ずる。

⑧中小企業のIT化、研究開発等の支援【164.9億円（99億円）】

IT専門家の派遣や情報システムへの投資の促進等により、中小企業のIT化を強力に推進する。

#### (3) 「ヒト」の潜在力の発揮

⑨中小企業における人材能力の向上【28.8億円（5.4億円）】

若手人材の量的不足等の一方、団塊の世代は大量に定年を迎える。大企業、都市部に偏在した団塊世代の有する技術やノウハウを活用

されるよう、企業等を退職した人材が、地域・中小企業で新現役として再活躍できる仕組みを構築する（「新現役チャレンジプラン」）。

⑩新事業創出・創業の支援【20.8億円（22.6億円）】

創業のためのリスクマネー供給、販路開拓の全国展開の促進など、創業に係る経営を支援し、地域における小規模事業者等の挑戦を支援する。

### II 中小企業関係税制改正意見の概要

年間29万社の廃業のうち、後継者不在によるものが7万社、それに伴う雇用の喪失が毎年20万、35万人に上り、事業承継問題への対応が喫緊の課題であるとともに、地域経済を支える中小企業の生産性向上・成長の底上げに向けた投資の加速を図ることも必要不可欠であるという基本的視点に立ち、

(1) 中小企業の事業承継の円滑化、  
(2) 中小企業の生産性向上・成長の底上げ、  
(3) 中小企業者に対する留保金課税停止措置の延長、  
(4) 能登半島地震及び新潟県中越沖地震の被災者支援と被災地の復興のための特例措置、等を講ずることとしている。

組合名称が決まり次第、LLP印鑑の作成を注文する。併せて印鑑証明書等を準備しておくこと。法人の場合、法人が登記されている法務局に登記申請する場合は、登記事項証明書と法人印鑑証明書の添付は不要となる。(法人の職務執行者の個人印鑑証明書は必要)

### ③LLP契約書の作成

次の絶対的記載事項をチェックする。

- ①組合事業（変更には必ず総組合員の同意）
- ②組合名称（変更には必ず総組合員の同意）
- ③事務所所在地
- ④組合員の住所・氏名（法人は所在地・名称）（変更には必ず総組合員の同意）
- ⑤契約効力発生日
- ⑥契約存続期間（LLPは有期契約である。変更には必ず総組合員の同意）
- ⑦出資額と出資目的（出資金の全額振込みの確認を判断する。変更には必ず総組合員の同意）
- ⑧事業年度（財務諸表の作成は事業年度経過後2ヶ月と法定されている）  
この他、相対的記載事項及び任意的記載事項などを契約書に記載。LLP設立には契約書を作成し、毎事業年度毎に貸借対照表、損益計算書及びその付属明細書の作成が義務付けられている。

### ④便宜上の代表者を決定

LLP印鑑証明書に名前が記載される。出資金を振り込む代表の個人口座を開設する。便宜上であっても、事業のリーダー的な存在の組合員が望ましい。

### ⑤出資金の全額の払込み

契約に記載した出資金を全額払い込むこと。組合員各個人名義で、各個人別々に代表者個人の口座に出資金を払い込む。出資の履行は、全額払い込むことがLLP契約の効力発生要件である。出資金が1円以上あればいくらかでも可能であるが、LLPの設立には2以上必要なので、最低出資金は2円となる。現金だけでなく、貸借対照表に計上可能である動産、不動産、有価証券、知的財産権等の現物出資も可能。

### ⑥出資金払込み証明書の作成

銀行の通帳をコピーする。通帳の見開き1ページ目と各組合員からの振込み金額が記載されているページのコピーをとる。

### ⑦契約書の登記申請

事務所の所在地を管轄する法務局（支局、出張所）に登記申請をする。登録免許税は、6万円。（登記簿記載事項）①事業②名称③事務所の所在地

④組合員の氏名又は名称(法人の場合)及び住所⑤契約効力発生日⑥存続期間⑦組合員が法人の場合の職務執行者⑧組合契約で特に解散事由を定めた場合はその理由

### ⑧登記完了

補正日までに署名不備の連絡がなければ完了(平均1週間程度で完了する)完了後は各官公署に次の届出を行う。  
1. 給与支払い事務所等の開設届出書…税務署 2. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する届出書…税務署  
3. 保険関係成立届（労災・雇用保険）…労働基準監督署 4. 適用事業所設置届（雇用保険）…公共職業安定所 5. 社会保険新規適用届…社会保険事務所

## 3. LLPの運営

- ①**業務執行の決定**…LLPの業務執行に関する意思決定は、組合事業の健全性及び債権者の保護の観点から、原則として総組合員の全員一致で行わなければならない。
- ②**業務の執行**…LLPの組合員は、全員が業務を執行する権利と義務を負う。組合員は善良なる管理者の注意をもって自己の職務を遂行する義務を負っており、何らかの形で、業務執行を行わなければならない。
- ③**契約の主体**…LLPは、組合員の肩書き名前で契約し、その効果は当該組合員のみでなくすべての組合員に及ぶ。業務委託契約、売買契約、雇用契約、ライセンス契約等は、下記のような組合員である旨の肩書き付き名義で締結される。

有限責任事業組合中小企業連携支援センター  
組合員 A

- ④**財産の管理**…LLPは法人格がなく財産は総組合員の共有とされる。LLPでの財産の所有形態は、組合員すべての「共有」（持分権はあるが、持分の処分は制約され、目的物の分割を請求することが出来ない）財産として、不動産、動産、知的財産を所有する。
- ⑤**加入脱退**…LLPの加入及び脱退は制限されている。新規に組合員が加入することは、他の組合員の利害に大きく影響するので、組合員の全員一致による決定と組合契約の変更を必要とする。
- ⑥**計算規定**…貸借対照表、損益計算書及びその付属明細書の作成が毎事業年度ごとに、義務づけられている。
- ⑦**損益分配**…LLPは出資比率に応じない柔軟な損益分配が可能である。例えば、技術、知識、ノウハウなどによる組合員の組合事業への貢献を勘案して分配を決定することができる。これにより、組合員のインセンティブが高まり、人的な資産を活かしやすい組織とすることが期待できる。
- ⑧**解散・清算**…LLPの解散は、LLP法上の解散事由及び契約書に記載された解散事由の発生により解散する。LLPは、法人格を持たないため、法人格のある株式会社などの会社形態への組織変更はできない。

## LLP（有限責任事業組合）の概要について

### — 事業に適した組織形態の選択のために —

民法上の組合の特例として施行された「有限責任事業組合に関する法律」に基づく有限責任事業組合（LLP）の設立が、平成17年8月の制度施行後順調に増加しており、経済産業省経済産業政策局の発表によれば設立件数は、平成17年12月末で約300件、18年12月末で約1600件となっている。組合員の組み合わせとしては、「個人と個人」の連携が約1080件で65%を占め、次いで「個人と法人」が約370件で22%「法人と法人」が約200件で13%である。全国中央会が実施した調査では平成18年4月～10月の7ヶ月で289件の相談があり、そのうち31件が設立に成功している。千葉県内では昨年12月末で44件のLLPが登記されている。以下、LLPについて概要を紹介する。

#### 1. 制度の概要

(1) 制度の特徴 LLP（法律上の名称は「有限責任事業組合」であるがLimited Liability Partnershipの略称で以下LLP）は、個人又は法人が共同して事業を行う新たな連携組織体であり、以下3つの特徴を持っている。

- ①**有限責任**…出資者が、出資額の範囲までしか事業上の責任を負わないこととする制度である。これにより、組合員の事業上のリスクが限定され、事業に取り組みやすくなる。
- ②**内部自治**…組織の内部ルール（利益や権限の配分運営）が、法律によって詳細に決められているのではなく、組合員同士の合意により決定できることである。具体的には2つあり、(イ) 出資比率によらず、損益の配分が柔軟にできること、(ロ) 代表者、取締役などの機関の設置が強制されず組合員の間で柔軟に決められることができること、である。これにより、重要な組合員のインセンティブを高めることができ、事業ニーズに応じた柔軟な組織運営が可能となる。
- ③**構成員課税**…組合には課税せず、組合員に直接課税する仕組みをいう。これにより、LLPで利益が出たときには、LLPに法人税課税等は課税されず、組合員への利益配分に直接課税されることとなる。LLPで損失が出たときは、出資の価格を基礎として定められる一定額の範囲内で、組合員の他の所得と損益通算することができる。

#### (2) メリットとデメリット

- メリット
  - ①組合員全員の有限責任
  - ②組合運営の内部自治の徹底
  - ③構成員課税の適用
  - ④登記による公示
  - ⑤安価、簡易に短時間で設立
- デメリット
  - ①法人格がない
  - ②資金調達が困難
  - ③業務執行の決定は総組合員の同意が原則
  - ④不動産登記等財産帰属は組合員連名
  - ⑤制度創設が間もないため認知度、信頼度が低い

#### (3) LLPと他の組織の制度比較

	LLP	(協)	(株)
根拠法	A	B	C
法人格の有無	×	○	○
出資者の有限責任	○	○	○
所有と経営の分離	×	×	○
内部自治	○	×	×
構成員課税	○	×	×
決算公告	×	×	○

- A…有限責任事業組合契約に関する法律
- B…中小企業等協同組合法
- C…会社法

#### 2. LLPの設立の手続き

設立に際して、行政庁による認可、公証人による認証などの手続きは必要ない。登記の際の登録免許税が6万円、登録申請書類の審査は1週間程度であり、LLPは、設立する際に要する費用と時間が最も少ない連携組織と言える。

##### ①LLPの組織概要の確認

名称・事業目的を決定する。

- ①現在は、同一市区町村内でも、所在地さえ異なれば類似商号で同一目的の登記が可能となったが、有名企業、有名ブランド等を名称にするのは、不正競争防止法等で問題となる可能性がある。事業活動上支障となることが予想される場合、法律上問題はなくても、類似商号は避けるべきである。
- ②目的文言の事前確認をする。原則、誰もが理解できる言葉や言い回しでないと認められない場合がある。法務局で事前に目的文言の適否を相談しておけば、登記申請をスムーズに完了できる。

②LLP印鑑作成、組合員個人印鑑証明書（法人の場合は、登記事項証明書、法人の印鑑証明書、職務執行者個人の印鑑証明書）の準備

業の育成や既存企業の新たな分野進出に向けた研究開発・技術指導のほか、貸し研究室等を安価に提供するなど支援事業を実施している。

- ◎問合せ先 千葉県商工労働部産業振興課 産業技術室 TEL.043-223-2797  
 千葉県産業振興センター 東葛テクノプラザ TEL.04-7133-0139  
<http://www.ttp.or.jp/>

## 知的財産を戦略的に活用したい

### (1)発明相談事業

発明協会千葉県支部において、特許、実用新案等の出願や登録手続に関する相談等を実施している。

- ◎問合せ先 千葉県商工労働部産業振興課 産業企画室 TEL.043-223-2719  
 発明協会千葉県支部 TEL.043-290-7071

### (2)特許技術の移転・仲介支援、特許情報の検索・活用方法支援

千葉県知的所有権センター（発明協会千葉県支部内）では、特許技術の提供側あるいは導入側の企業からの相談に応じている。さらに、特許等に関する模倣品対策のため専門の弁護士が相談に応じる。

- ◎問合せ先 千葉県商工労働部産業振興課 産業企画室 TEL.043-223-2719  
 千葉県知的所有権センター TEL.043-207-8201

### (3)戦略的特許取得・連携活用事業

千葉県産業振興センターでは、特許の実務や技術開発に精通した専門家（知財戦略コーディネーター）を派遣し、特許取得に向けた先行技術調査や特許マップの活用、さらには製品化のための共同研究等の選定を行うなど、総合的な特許活用を支援する。

- ◎問合せ先 千葉県商工労働部産業振興課 産業企画室 TEL.043-223-2719  
 千葉県産業振興センター 新事業支援グループ TEL.043-299-2653

### (4)知的財産戦略支援事業

千葉県内の中小企業者に対し、知的財産や技術動向の調査・解析等を行う知的財産専門家等を一定期間集中的に派遣し、中小企業者が保有している知的財産活用のための戦略策定等を支援するものである。

- ①特許分析等の支援  
 ・特許マップ作成  
 ・サイテーション分析  
 ・特許流通支援チャートの活用支援
- ②特許戦略策定等の支援  
 ・研究開発戦略策定  
 ・知的財産戦略策定
- ③事業化に向けた特許評価等の支援  
 ・ビジネスプラン作成支援  
 ・特許等の評価に基づいた資金調達等の支援

- ◎問合せ先 千葉県産業振興センター 総合支援室 TEL.047-426-9011

## 企業連携支援

千葉県異業種交流融合化協議会では企業や大学との連携をサポートしています。

### 他の企業や大学との連携を図りたい

お互いの経営資源を提供しあって新技術の開発や新たな事業分野の開拓などを円滑に進めるために、協議会では県内の組合、異業種交流グループ、企業、大学、公設研究機関、金融機関等と連携して研究会や交流会、見学会などを実施している。

【研究会】①水と環境に関するグループ研究会②農業交流研究会③IT活用経営研究会

- ◎問合せ先 千葉県中小企業団体中央会 連携支援部 TEL.043-242-3277

## 研究開発支援

千葉県では、県内中小企業が研究開発から事業化段階にいたるまで、次のような各種支援策を設けているので、必要に応じて活用して下さい。

### 研究開発・設備導入のための資金を調達したい

#### (1)新産業創造研究開発費補助事業

バイオテクノロジー、情報通信、医療・福祉、環境、住宅、新製造技術、燃料電池、情報家電、ロボット、エネルギーの各分野で新技術・新製品等に関する技術研究又は試作をしようとする場合、経費の一部を補助する。

- ・補助率 2分の1以内（県）
- ・補助限度額

一般枠300万円まで、ただし、創造法の認定を受けている場合は100万円～500万円  
共同研究開発枠1,000万円まで、ただし、1事業者あたり500万円まで

◎問合せ先 千葉県商工労働部産業振興課 産業技術室 TEL.043-223-2718

#### (2)設備貸与

小規模企業者等及び創業者が導入する設備を産業振興センターが購入し、貸与（割賦販売・リース）を行う。

##### ①割賦販売

- ・割賦損料率 年利2.50%
- ・保証金 設備価格の10%
- ・貸与期間 3年～7年
- ・償還条件 6ヶ月据置月賦均等
- ・限度額 6,000万円（創業者は3,000万円）

##### ②リース

- ・リース料率 月1.392%（7年）～2.990%（3年）
- ・保証金 なし
- ・貸与期間 法定耐用年数により3年～7年
- ・限度額 6,000万円（創業者は3,000万円）

◎問合せ先 千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 TEL.043-223-2707  
千葉県産業振興センター 設備貸与グループ TEL.043-299-2902

#### (3)設備資金

小規模企業者等及び創業者が設備を導入するにあたり、その購入資金の2分の1までを産業振興センターが無利子で貸し付ける。

- ・限度額 4,000万円（創業者は6,000万円）
- ・償還期間 7年
- ・償還条件 1年据置月賦均等

◎問合せ先 千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 TEL.043-223-2707  
千葉県産業振興センター 設備貸与グループ TEL.043-299-2903

### 技術相談又は技術・ノウハウを導入したい

#### (1)産業支援技術研究所

産業支援技術研究所において技術相談、依頼試験等に対応するほか、技術講習会・研究発表会等を開催している。また、技術開発に不可欠な試験検査機器を備えて企業技術者に開放する先端技術開放試験室等を設置している。

◎問合せ先 千葉県商工労働部産業振興課 産業技術室 TEL.043-223-2718  
千葉県産業支援技術研究所 企画調整室 TEL.043-231-4326

#### (2)東葛テクノプラザ

総合産業支援施設として、産・学・官の研究交流を軸に、中小企業の技術力の向上と、ベンチャー企

## 組合Q&A

### 支店の組合員資格について

Q1 小売業を営む者で組合の地区内に支店があつて、当該支店は従業員50人以下である。地区外の本店は従業員50人以上で、しかも資本金が5千万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義があるか。疑義があるとするれば公正取引委員会に届け出る必要があるか。また、その場合の手続方法は。

「A」組合員資格に関する使用従業員の数は、本支店合わせたものとされているから、ご質問の場合明らかに50人を超え、しかも資本金が5千万円を超えているので、公正取引委員会への届出が必要である。ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額又は出資の総額が絶対的要件でなくその事業者の資本力、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断すべきである。なお、当面その判定は組合自体が行うことになる。

なお、公正取引委員会への届出の様式及び内容については、「中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則」(昭

和39年2月7日公正取引委員会規則第1号)に具体的に定められている。

### 公平奉仕の原則の適用について

Q2 一部の組合員のみを利用される組合事業を実施することは、いわゆる公平奉仕の原則に反するか。

「A」従来、以下のような場合には、いわゆる公平奉仕の原則(中協法第5条第2項、中団法第7条第2項)に反しないものとされてきたが、さらに、個々の組合事業それぞれにおいて、全ての組合員に対して奉仕することまでを求める趣旨ではなく、組合が全ての組合員を対象とした共同事業を適切に実施している場合においては、組合が一部の組合員を対象とした他の共同事業を行つても、その他の組合員を対象にした共同事業が別途行われる計画、仕組みとなっている場合には、公平奉仕の原則に反しないこととされている。

(1) 組合事業が現実に一部の組合員についてのみ利用されるのであつても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっていく場合  
(2) 組合事業の利用の機会が過渡的

に一部の組合員についてのみ与えられているにすぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合

(3) 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合。

### 行方不明組合員の 出資金整理について

Q3 組合員Aは、○年1月30日に組合に加入し、×年12月30日まで組合を利用していたが、その後行方不明となった。組合としては、Aの出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいが、どのような処理が適当か。なお、Aの組合に対する負債はない。

「A」出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となり、ご照会の場合の行方不明組合員については資格喪失による脱退か、又は除名による強制脱退が考えられる。具体的事情が不明

で判断し兼ねる点があるが、もし行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能と解する。この場合、組合員たる資格が喪失したことを理事会において確認した旨を議事録にとどめると同時に、内容証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考える。除名は総会の議決を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続が必要であるが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであったとくに到達したものとみなされるから一応通知はなされたものと解される。弁明の機会の付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力を妨げるものではないと解される。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知とするのが適当である。

以上の手続により、当該組合員に持分払戻請求権が発生するが、その請求権は2年間で時効により

消滅するので、時効まで未払持分として処理し、時効成立をまつてこれを雑収入又は債務免除益に振り替えるのが適当と考える。

## 個人企業が会社を設立した場合の組合員としての取扱いについて

Q4 組合員である個人企業は、現在、株式会社を設立する準備を進めているが、手続が完了した時、組合は、定款の規定に基づき「名称」の変更届を出してもらうとともに、組合員名簿を変更しようと考えている。この処理方法でよいか。

「A」組合員である「個人企業」が、「法人企業」である株式会社に代わることは、一人個人企業の脱退（事業の廃止に伴う組合員たる資格の喪失による法走脱退（中協法第19条第1項第1号））と、株式会社の新規加入という2つの行為を含んでいる。したがって、原則的には、個人企業には、事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じ、組合は、この請求に応じ、脱退の手続をとることが必要となる。

また、法人である株式会社を組合に加入させるには、株式会社から加入の申込みが必要であり、こ

の申込みに対する組合の承諾が得られた後、株式会社は組合に対して、出資金の払込みを行うことになる。

しかし、個人企業と法人である株式会社が、実的にみて併存するようであるならば、組合員である個人企業は、組合の承諾を得た後、法人である株式会社に持分を譲渡して脱退することが可能である。この場合には、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払込みは必要としない。

## 滞納処分による持分の差押えについて

Q5 国税徴収法（昭和34年法律第147号）によれば、税務署長は企業組合等の組合員の国税滞納に対してその持分を差し押え、その持分を再度換価に付しても、なお買受がないとき等の場合は組合等に対して、その持分の一部の払戻しを請求することができる（同法第74条）とある。しかし同条には、

事業協同組合については特に規定していないが、事業協同組合にも同条の規定が及ぶものかどうか。

また、仮に上記の請求が正当であるとした場合に、当該組合の持

分払戻方法が出資額限度のときは、差押え請求であっても、出資限度として払戻請求に応ずればよいか。

「A」国税徴収法第74条は、企業組合に限らず中協法に基づく他の協同組合にも適用されると解する。本条は、その適用者について「……中小企業等協同組合法に基く企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合に、これをした後任意に）脱退することができると……」と規定しているが、そのなかで、「その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に脱退することができるもの」の中に、企業組合以外の協同組合も当然含まれると解する。

また、払戻請求の限度については、定款に出資額を限度として持分を払い戻す旨の規定があれば、本条による持分の払戻請求についても、出資額を限度として払戻請求に応ずればよいと解する。なぜならば、当該組合員が組合において現に有する権利以上のものを本条によって請求することはできないからである。

## 脱退者に対する延滞金の徴収について

Q6 法定脱退者が組合に対する経費又は幹旋原料代等を滞納しているとき、仮に本年4月に法定脱退した者に本事業年度末たる○年3月末に持分算定の上、払い戻すことになるが、4月以降滞納金の払込みがない場合、年度末までの延滞金（定款及び総会議決をもって徴収するよう規定されている）をも加算して、払戻持分より差し引いて支障ないと解せられるが、それでよろしいか。

「A」脱退した者に対し、債権を有する組合が脱退者に支払う持分と、その債権を相殺する場合、脱退以降持分支払までの期間に対し、定款に定める延滞金を課することはできないものと思われる。

定款は組合員でなくなった脱退者に対しては効力を及ぼさないもので、脱退者から定款の規定によって徴収することができないものと考えられるからである。

ただし、脱退時より持分の確定するその事業年度末までは、脱退者の債務不履行に対し、民法の法定利率（年5%）による利息を課することができる。



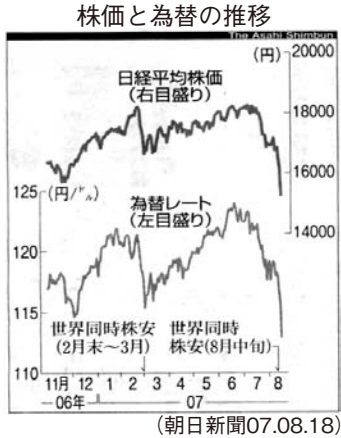
# 「インサラン」の目

## 〈資産運用 いろいろ 経済学〉 アメリカがくしゃみをすると風邪をひく日本の投資環境

### サブプライムショック

八月十七日、うなるような暑さの中、東京株式市場は、日経平均株価の前日比、八七四円安を記録し、一万五二七三円をつけ七年ぶりの下げ幅を記録した。円が一時、一ドル＝一一一円半ばまで急騰し、米国の景気減速と国内輸出企業の業績悪化懸念から世界の信用収縮が再び頭をもたげてきた。

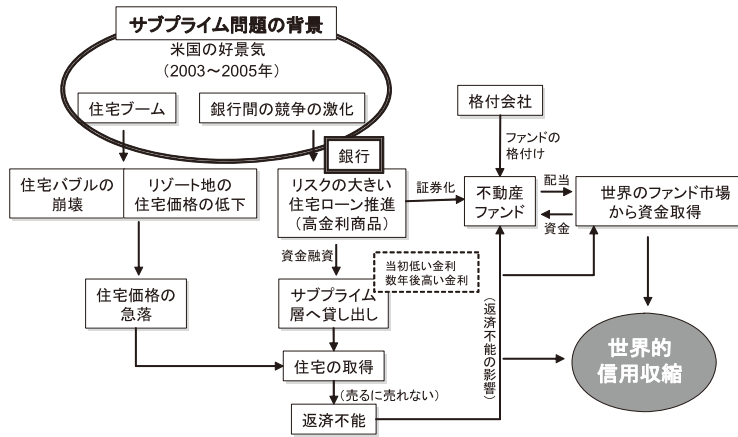
米国がクシャミをすれば、日本は風邪を引くと言われているほど、昨今の日本の株価は米国頼りである。



米国発の株価急落の原因は、サブプライムローン問題といわれている。サブプライムローンとは信用力の低い個人向け住宅融資のことで、所得が少ない層に、過度に貸し込んでしまったことに起因する。米国では信用履歴が低くても高い金利さえ支払えば、ローンを組むことができる。

サブプライム問題の本質は、二〇〇三年から二〇〇五年にかけて、米国では好景気と銀行間の競争激化により、与信基準が大きく低下すると同時に高級リゾート地への金儲けのための投資が拡大するといった一大住宅ブームが起こった。しかし、リゾートバブルが破綻し、その影響で地域の住宅価格が急落し、最後にババを引いたローンの借り手が住宅を売るに売れず、返済できなくなったのである。サブプライム問題が国際化したのは、こうした信用力の低いローン債権をまとめて証券化商品と

して売り出す段階で、投資ファンドがからみ、しかも、全世界の投資家から資金を集めることになったためである。

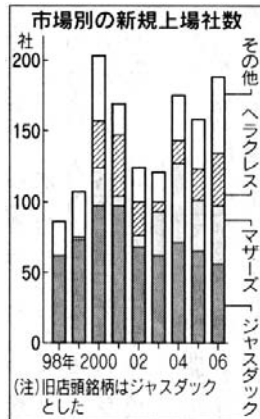


### 世界を駆ける投資ファンド

サブプライム問題の発端になったのは仏銀行BNPパリバの資産担保証券の凍結であった。ファンドという形で世界にリスクが分散されているだけに各国金融機関の損失がおもな透明なのである。「世界の誰かが知らないうちにリスクをかぶるような事態を防ぐべきだ」とする意見も多く、米住宅ローン証券化商品への格付け会社の姿勢にも問題があったと考えられる。

投資ファンドとは、投資家からお金を集め、株式や不動産などに投資して利益を稼ぐ会社で金融や証券などの専門知識を持つプロの集団だ。経営不振企業を買収して、業績を改善させて高い価格で売る企業買収ファンド、世界中で株式や債権などに投資するヘッジファンド、不動産投資ファンドなどがある。ファンドは三〜五年後には一定の利益をつけて投資家にお金

新興市場			
市場	運営	上場数	上場率 (2007.8/2006.1)
マザーズ	東京証券取引所	200	△72.0%
ヘラクレス	大阪証券取引所	171	△68.9%
ジャスダック	ジャスダック証券取引所	978	△30.0%
新興市場 計			1349社
東証一部			
市場	運営	上場数	上場率 (2007.8/2006.1)
東証一部	東京証券取引所	1745	1.2%



## 新興市場の危うさ

アメリカの住宅市場や中国経済の過熱、円の為替レート、さらに国際ファンドの動向などが大きく日本の株価へも影響を及ぼしている。特に昨年四月のライブドアの上場廃止以来、東証一部上場株と

を返さなければならぬ。ファンドの助言で業績が回復した企業もあるが、反面、企業にリストラを求め経営陣と衝突したり、安く買い取って事業を次々に売却し、会社を細らせる「ハゲタカファンド」もある。

新興市場には、マザーズ、ヘラクレス、ジャスダックの三市場があり、一三四九社の上場となっている。なかでもマザーズ、ヘラクレス市場は、平成六年一月のピーク時と比較して、七割もの下落を示している。ジャスダックの下落率は三割であるが、この間、東京一部市場が一・二%の上昇を示しているのと対照的である。

かつて、一部上場企業の登竜門といわれたマザーズ市場も、赤字でも上場できるという審査基準を維持しているせいも、「半値八掛二割引」の水準まで株価が落ち込んでいる。

問題点は、①甘い審査基準で年間一五〇社以上の会社が新規上場するため、経営体質の脆い企業が多い。②上場時が最高株価で六ヶ月もすると半値以下になるケースが少なくない。③企業が成長資金を確保する場でなく、創業者・出資者が投資回収する場になっている。

このため、内部管理体制や情報開示の審査を徹底することが求められるし、一定期間が経過しても、

業績が伸びない企業は、上場を廃止するなどの処置をとることが必要な時期に来ている。

## 株への資産運用をどう展開するか

高齢化社会を迎えて日本経済の課題の一つは千五百兆円といわれる家計の金融資産をどう活かすかである。政府も「貯蓄から投資へ」と訴えるが、株式投資は一筋縄にはいかない。

企業経営者にとって、株式投資をすることで、経済を見る目を養い、景気動向を俊敏に感ずることができるといふ利点がある。

それではどういふ点に留意して株を売買するかをみてみよう。

銘柄選択において、次のような株は絶対手を出してはいけない。

- ①赤字・無配株、②社員数が極端に少なく業務内容が不明、③M S C B (新株予約権付社債) 発行会社、④割当先が怪しい第三者割当、⑤頻繁に下降業績予想を出す会社——などいろいろある。この類の銘柄は新興市場銘柄に多くあり、長期的視点から投資する銘柄とはいえない。

私達が学ぶとしたら、世界第二位の資産家で、「オマハの賢人」

と呼ばれる著名投資家ウォーレン・バフェットの投資の極意であろう。理由は、①一度買えば数十年は持ち続けるという投資の哲学、②「事業の将来性」だけでなく「経営者の資質」を見て投資する、③理解できないものには投資しない——が信条である。バフェットの最も親しい経営者でハitek産業の旗手ビル・ゲイツに対し、バフェットは飲料やひげそりなど自分の理解できるローテクばかりを投資先に選んでいるのもおもしろい。

コンピュータによる短期的なデイトレードが脚光を浴びている。しかし、長期的には各種経済統計をチェックしながら、読みと洞察を活かすことが資産運用の王道である。経営活動そのものにもこの「読みと洞察力」を活かしていきたい。

## (中小企業診断士 大塚慎二)

### 主な経済統計

名前(発表元)	内容?
国内総生産 (=GDP, 内閣府)	国内の経済活動で生み出された付加価値の総計。四半期速報の発表は2, 5, 8, 11月
企業短期経営観測調査 (=日経短観, 日経)	全国17社強の民間企業を対象とした景気アンケート調査。発表は24, 7, 10, 12月
消費者物価指数 (=CPI, 総務省)	消費者がよく買うモノ・サービスの価格の動向を指標。発表は毎月1回。
貿易統計 (財務省)	モノの輸出入の量や額を統計。発表は毎月1回。
鉱工業生産指数 (経済産業省)	鉱工業の生産量を指標。発表は毎月1回。
商業販売額統計 (経済産業省)	百貨店、スーパーなどの売り上げを集計。発表は毎月1回。

## 商工中金からのお知らせ 新商工中金法と経営の基本的な考え方について

平成20年10月以降の商工中金の位置付けや業務範囲を定める「株式会社商工組合中央金庫法」が成立し、平成20年10月1日に施行されることになりました。

この法律により、商工中金は平成20年10月、現在の協同組織金融機関から特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)に移行します。そして、その後おおむね5年から7年を目途として政府保有株式の全部が処分され、中小企業金融機能を維持するために必要な措置が講じられたうえで完全民営化されます。

完全民営化にあたっては、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献するという、70年にわたって追求してきた指名を引き継ぎ、より高い次元で実現することを目指します。構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置が講じられます。

引き続き皆様から信頼され、支持され、今まで以上にお役に立てるよう、役職員一人ひとりが努力を続けてまいり所存です。今後とも格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

### 株式会社商工組合中央金庫法（概要）

#### 1. 新商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

#### 2. 法律の概要

##### 平成20年10月

○新会社(株式会社商工組合中央金庫)の定款で定める事項や株式の割当て方法を記載する「転換計画」を作成し、予め民間出資者等に通知のうえ、円滑な組織転換を行う。

○新会社の自己資本の充実等、財務内容の健全性の確保に資するものとして、政府出資のかんりの部分を特別準備金とする。

##### 移行期

#### (1) 株式（株主）

○株主構成を政府、中小企業団体、およびその構成員に限定する。  
○政府保有株式に対する剰余金配当の特例を設ける。

#### (2) 業務

○中小企業金融機能の根幹を維持できるよう、貸付対象を中小企業団体及びその構成員に限定する。  
○預金資格に関する制限を撤廃する。  
○金融債(商工債)の発行を引き続き可能とする。

○中小企業等協同組合等が新商工中金の代理業務を担うことを可能とする。

○子会社の保有を可能とする。

○危機対応に係る指定金融機関とみなす。(株式会社日本政策金融公庫法により別途措置)

#### (3) 監督

○主務大臣の監督は真に必要なものに限定し、民間金融機関とのイコールフィッティングや財政措置に係る公益性確保の観点に留意し、政府関与を縮小する。



##### 完全民営化時点

○市場の動向を踏まえつつ、法施行後おおむね5～7年を目途として、政府保有株式の全部を処分する。

○政府が保有する株式を全部処分した後、移行期に係る特別の法律は廃止。

○そのうえで、中小企業金融機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な措置を講じる。

#### ご参考

新商工中金の株式の概要

#### 1. 株主資格

・新商工中金の株主は、政府、中小企業等協同組合等の中小企業団体、株主である中小企業団体の直接又は間接の構成員となります。

#### 2. 議決権保有制限

・総株主の議決権の5%以上の保有者となる場合は、予め主務大臣の認可が必要となります。(現商工中金では、1所属団体の出資口数は民間出資の1%以下に制限されています。)

## 【組合の概要】

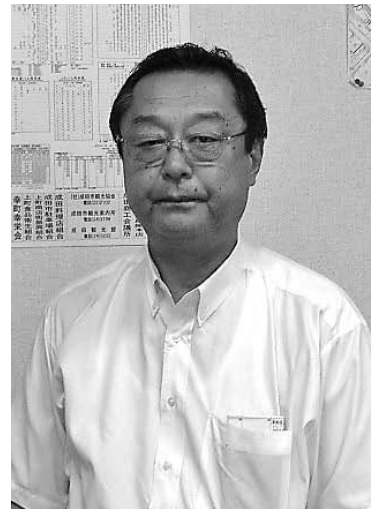
成田市上町商店街振興組合は、成田山新勝寺の表参道の中で中間部分3分の1を占める商店街である。市の表参道の電線地中化計画に合わせて平成14年に法人化された。いわゆるハード事業である商店街の環境整備のほか来街者用駐車場の管理、共同宣伝事業、共同販売促進事業を行っている。成田市上町の商業活動は門前町商店街のひとつとして、長い歴史を持って発展してきた。来年成田山は1070年祭である。そして現在、成田空港の平行滑走路の拡張工事が始まっており、周辺環境も大きく変わろうとしている。商店街は国土交通省による平成17年度都市景観大賞の「美しいまちなみ優秀賞」に選考された。全国で商店街の衰退が叫ばれる中であって千葉県下でも有数の賑わいある商店街である。今年度から「日本一大きな声で元気に、いらっしやいませ」を言える商店街を目指している。

## 【理事長会社概要】

理事長は、合資会社徳利衣料店の3代目である。栗山理事長のお爺様が、佐原に本店のある徳利洋品店の成田店として出店したことに始まる。取り扱い商品は、紳士・婦人洋品・肌着・靴下・生活雑貨・学生服といわゆる洋品店で

## 成田市上町商店街振興組合 栗山秀太良理事長

◎くりやま・ひでたろう 昭和40年3月法政大学卒業、4月田畑百貨店（現千葉パルコ）入社。昭和42年徳利衣料店入社。平成10年代表社員。平成14年成田市上町商店街振興組合理事長。64歳。



### 成田市上町商店街振興組合

所在地 成田市上町503  
代表者 栗山 秀太良  
組合員数 60名 出資金 241万円  
職員数 1名

## 日本一の門前町を目指して 街づくり

ある。

現在は顧客ターゲットを50代以上に絞り込み、「ますますきれい輝く熟年」をコンセプトに日々商売に励んでいる。当商店街も昔は生活

雑貨店が大部分であったが、現在では観光客相手のお土産物店と飲食店ばかりになってしまい、生活雑貨店は理事長の店舗を含めて僅か

3店と少なくなってしまうとのこと。営業時間は午前9時から午後6時半で年中無休である。

### 【栗山秀太良理事長の横顔】

栗山理事長は、現在成田商工会議所の2号議員、ロータリークラブや倫理法人会にも所属、地元でのボランティア活動にも積極的に参加しており、世話好きの人柄を感じることができる。そういう人柄だからこそ一國一城の主の集合体である商店街を纏める事がで

きるであろう。組合の話に戻ると当商店街振興組合の設立に当たっては栗山理事長の功績がとて大きい。任意商店街時代を含めると20年以上も商店会長を勤めていることになる。そして理事長を支える執行部と組合員の皆さんの結束力の強さ。幼少の頃からの友人がいる商店街の強みを感じることができる。

趣味を伺ったところ、独唱と写真とのこと、独唱は学生時代グリーククラブだったからだそう披露するのは専ら商店街の飲み会のカラオケで。写真は集合写真専門でこちらは所属するロータリークラブや鹿山会（佐倉高校OB会）、成田祇園祭で撮影すること。座右の銘は「人の心に入る。自然に学ぶ。原点に戻る。」店はお客様のためであり、継続は力なりとは、年中無休の営業そのものであると納得できる。



## 情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・8月

### ■味噌製造業 【県内全域】

原料の値上げ、引続きの原油高騰による包装資材等の値上げが味噌の販売価格に転嫁できない。

### ■その他繊維製造【県内全域】

当月は取引先が夏休みのため売上減。メーカーより仕入の単価が原油高騰のため値上げの申し入れ。

### ■シャツ製造業

#### 【千葉県・東京都】

7月と同じく悪い感じ。バーゲンでは勝組、負組がはっきりと別れている。

### ■印刷

#### 【千葉市】

8月は全く不振。加えて用紙の値上り10%も悪影響になっている。

### ■生コン製造

#### 【県内全域】

前年同期比（4月～7月）97%とトータルで減少。厳しさ続く模様。

### ■電気鍍金

#### 【県内全域】

8月は夏季休暇があったた

めに売上・受注量ともに減少している。

### ■土砂採取業・採石業

#### 【県内全域】

千葉県中部地区の砂利搬入企業に限り業績は回復しつつあるが、燃料単価の高騰により搬入ダンプ業者に影響がでている。

### ■石油製品製造業

#### 【富津市・他】

夏場での景況には変化なし。多分野でバイオが活発であるが、実際の収益とは結びつかない。

### ■食肉卸売業

#### 【県内全域】

原油高重油灯油高になりボイラー経費高で困っている。

### ■建築材料卸売

#### 【県内全域】

横這いよりやや弱含み感強い。セメントは原燃料アップの転嫁値上げがかなり浸透してきた。将来展望が開けないため転業廃業を選択する店が多くなってきている。

### ■自動車解体業

#### 【県内全域】

廃車の入庫はかなり悪い。多くの解体業者は玉の確保に

頭を痛めている。

### ■小売

#### 【柏市】

猛暑と周辺に開店した量販店のせいか、来店客数が減っている。秋物商品も猛暑の影響を受け、出足は良くない。周辺に相次いで開店した大型店の影響が感じられる。

### ■小売

#### 【東金市】

初旬は、バーゲン品の継続販売。中旬より秋物へのシフトになったが暑い夏が続いてしまった。下旬より本格的な暑さは収まったが夏が続いている。毎年厳しくなってきたが、今年はさらに厳しくなってしまった。

### ■小売

#### 【野田市】

8月中旬から猛暑が続き、夏物カジュアル衣料は売上げが伸びたが、一方で秋物衣料の動きが鈍くなってしまった。

### ■小売

#### 【大網白里町】

微減。当SC道路反対側に近日靴と衣料品の路面店がオープン(500㎡×2専門店)

### ■電気機器小売

#### 【県内全域】

猛暑になったが、エアコンの前月比に変化なし。その他

全体的に良くない。

### ■中古車仕入・販売

#### 【県内全域】

卸売市場輸出主導型に（異質の引き合い活況・タマ不足はさらに深刻）直販動向の好転も見込めない（新たな対応を余儀なくされる）

### ■農業機械販売整備

#### 【県内全域】

平成18年食料自給率が13年ぶりに40%を割り39%となった。又、本年2月1日現在の販売農家は3.6%減の181万戸と減少化に歯止めがかからず、高齢化の波も止まらず、70歳以上の就農者が45%となっており、この高齢者の新品農機の購入は考えられない。

### ■小売・サービス【習志野市】

7月より1.5%減。昨年同月（8月）より5%増。

### ■小売・サービス【銚子市】

非常に悪い。

### ■建設揚重

#### 【県内全域】

稼働率は下げ傾向。燃料費、タイヤ等の高騰で苦慮している。

### ■学習塾

#### 【県内全域】

夏期講習受講者もほぼ例年どおりで終了。

### ■一般廃棄物処理業

#### 【千葉市】

8月という事で先月よりも売上高、依頼件数共に減少していました。

各組合員も千葉市清掃工場での厳しい搬入検査にも少しずつ対応が出来るようになりました。お客様にも排出禁止物、分別等の認識ができてきたように思います。

### ■建設

#### 【県内全域】

当連合会加入組合の国、県、市町村からの受注は5,360百万であった。これは前年比で500万円の減少となった。前年同月比でも1,360百万円の減少となっている。要因としては、国の発注が減少したためであった。

### ■貨物運送

#### 【野田市】

車輛の不足感があり必要な台数をそろえるのに苦労することがある。しかし、運賃の値上げには至っていない。乗務員の不足も気になる。

# お知らせ

## 「第13回千葉元気印企業」の募集

千葉県の活力溢れる中小・ベンチャー企業を表彰する「千葉元気印企業大賞」(主催・フジサンケイビジネスアイ(日本工業新聞社)、共催・千葉興業銀行)の第13回選考対象企業を募集します。

この表彰制度は95年度に創設され、新技術や製品開発、独創的な経営・サービスに優れた企業を表彰するもので、これまでに118社が受賞しています。今回で13回目を迎えますが、名実ともに県内の活力ある元気印企業への「登竜門」として高い評価をいただいています。

### 【選考対象および表彰】

◇千葉元気印企業大賞・千葉県知事賞(以下5賞の中から最優秀賞として1社を選定)(副賞50万円)◇優秀製品・サービス賞◇優秀技術賞◇優秀経営賞◇ベンチャー賞◇地球環境貢献賞(副賞各20万円)

### 【応募資格と方法】

千葉県内に本社または事業所を置く全ての企業(東証1、2部上場企業は除く)。自薦、他薦によ

る公募。応募用紙など詳しくは事務局まで問い合わせてください。

### 【募集締切り】

2007年10月末日まで。

### 【発表】

2008年1月中旬、フジサンケイビジネスアイ、産経新聞、サンケイリビング新聞に掲載

### 【応募先・事務局】

フジサンケイビジネスアイ  
千葉支局  
〒260-0013  
千葉市中央区中央4-17-3  
電話 043-227-0651  
FAX 043-227-0652

## 中小企業労働時間適正化促進助成金の創設について

働き方の見直しにより、長時間労働の改善に積極的に取り組む中小企業主の方々に支援するため、「中小企業労働時間適正化助成金」が創設されましたので、是非ご活用下さい。

この助成金は、「特別条項付き時間外労働協定※」を締結している中小企業事業主であって、次の中からハまでの事項を全て盛り込んだ「働き方改革プラン」(実施期間1年間)を作成し、都道府県

労働局長の認定を受け、これを実施した方に対し百万円を支給するものです。

### イ 次のいずれかの措置

(1) 特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること

(2) 割増賃金率を自主的に引き上げること(限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を35%以上に、又は、月80時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げること)

### ロ 次のいずれかの措置

- (1) 年次有給休暇の取得促進
  - (2) 休日労働の削減
  - (3) ノー残業デー等の設定
- ハ 次のいずれかの措置

(1) 業務の省力化に資する設備投資等の実施(3百万円以上のものに限る)

### (2) 新たな常用労働者の雇入れ

※「特別条項付き時間外労働協定」とは、時間外労働に関する協定(いわゆる36協定)を締結する場合に、特別の事情が生じたときに限り、厚生労働大臣が定めた労働時間の延長についての限度時間を超える延長時間を定めている協定です。

本助成金の詳細については、千葉労働局労働基準部監督課へお問い合わせください。  
電話043-221-2304

## 「外国人雇用状況報告」の義務化について

第166国会において「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、外国人雇用状況報告制度が平成19年10月1日から義務化されました。

すべての事業主の方には、外国人労働者(特別永住者を除く)の雇用または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等について確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。

平成19年10月1日時点で既に雇用している外国人労働者については、平成20年10月1日までに届けていただくこととなります。(届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金が課せられます。)詳しくは、管轄のハローワーク又は、千葉労働局職業対策課までお問い合わせください。

千葉労働局職業対策課  
電話043-202-5131

## 平成19年度後期技能検定の実施について

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

技能検定は昭和34年に実施されて以来、年々内容の充実を図り、現在129職種について実施されています。技能検定の合格者は平成18年度までに296万人を超え、確かな技能の証として各職場において高く評価されています。

本年度後期技能検定の受付は10月1日(月)から12日(金)までとなっておりますので、受験手数料を添えて、受験申請書を千葉県職業能力開発協会に提出してください。

問合せ  
千葉県職業能力開発協会  
技能検定課  
電話 043-296-1150  
FAX 043-296-1186